

信用狀發行銀行を繞る主なる法律關係に就て

木 曾 榮 作

目次

序 語

第一節 信用狀發行に基く法律關係の發生

第二節 信用狀發行銀行と發行依頼人との關係

第三節 信用狀發行銀行と受益者との關係

第四節 信用狀發行銀行と手形買取銀行との關係

結 語

序 語

一、信用狀の起源は之を遠い昔に求め得るが、これが國際貿易上の一立役者としてその目覺ましい活躍舞臺を展開するに至つたのは、餘り遠い以前からのことではないやうである。しかして、その演ずる役割の重

信用狀發行銀行を繞る主なる法律關係に就て

要さは日々に加はりつゝある感を深くせざるを得ないが、その態様が未だ統一を見ることなく、英・米又は大陸等隨所に特異なるものがあり、ために國際貿易上に及ぼす支障が尠くない實狀にある。従てその統一運動が起り、これを具體化せんとするの企劃が諸國に見出されるが、蓋し自然の趨と云へやう⁽³⁾。さりながら、今日尙、經濟的、政治的、其他國際間に横はる障礙は近き將來に於て全く除去することを望まれない限り、たとひ統一化の過程を辿りつゝありとするも、信用狀を繞る諸種の紛争發生の可能性は未だ多分に存在するものと思はれる。古き歴史を有する英國に於てすら、紛争珍らしからざる有様とすれば、未だ發達の日尙淺く殊にその採用する信用狀の形式内容共に英・米のそれ等を範とする我國に於ては⁽⁴⁾、その研究未だ充分なりとは稱し難く紛議に際會して初めてその正しい理解の把握に焦慮するものも蓋し已むを得ないことであらう。

事情かくの如くとすれば、之が正確なる知識を充分に會得することが實務家にとつて最も緊要なことと思はせられる。併し信用狀に關する研究的文献は内外共に尠く、従てその研究上はからざる困難に逢着することも稀でない。吾人之に關心を有する學徒は、その難關中の若干にても克服するために不斷の努力を惜むべきでなからう。寡聞をも顧みずこの一小論を起す所以も亦このさゝやかなる念願の一端に外ならない。

二、信用狀に關して殘された研究問題は多々存するであらうが、CONFIRMATIONとREVOCATIONとの關係、WITHOUT RECOURSEの法的効果、關係當事者間の法律關係、或は賣買契約と信用狀の法律關係等はその重要度に於て最たる問題であることは疑を容れぬ。特に賣買契約と信用狀との法律關係の如きは研究

上頗る興味ある問題と信するが、之は他日の研究に俟つとして、本論に於ては主として荷爲替信用狀の發行銀行を中心として發生すべき主要なる法律關係に研究の焦點を据ゑやうと思ふ。法律學の知識竝に實務の經驗に乏しき者が敢てかゝる多難の試を企てることは、幾多の危險を包含し過誤を侵すことなきを保せぬが、是に依て先輩諸彦の叱正を得、以て他山の石たるを得ば幸甚の至りである。

(1) 信用狀の起源については諸家その説を異にするものゝ如くであるが、英・米の代表的學者たる Spalding 及び Ward の兩氏が共に、之を Early Roman 及び Lombard の住める時代に求めてゐる所に照せば頗る古い昔に遡らざるを得ない。しかして信用狀が爲替手形と併立的に發達したものであると云ふことは否み難い事實と考へられる。又その起源は古より金融業の發達せる伊太利に發してゐるとの説は大いに重きをなすものと云はねばならない。

Spalding, Bankers' Credits, p. 3, Spalding, "Concerning Letters of Credit" (Bankers Magazine, London, Oct., 1922, p. 453), Ward, Bank Credits and Acceptances, p. 6.

(2) 前述の如く信用狀の淵源は頗る古きに存するも、今日の如く貿易界に活躍するに至つたのは、十九世紀頃より英國に於て高速度的の發達を遂げた結果に外ならない。米國に於て之が發達を見たのは實に歐洲大戰以後の事に屬し、我國も亦之と同一の發達過程を辿つたものである。

Ward, *ibid.* Chapter I, Edwards, Foreign Commercial Credits, Chapter XII, XIII, Finkelstein, Legal Aspects of Commercial Letters of Credits, Chapter I.

(3) 信用狀の統一化運動の先驅は一九二〇年初頭にニューヨーク市とホストン市との銀行業者が主體となつて組織した The New York Bankers' Commercial Credit Conference に於て主として外國貿易上に於ける船荷證券の取扱に關する問題を

信用狀發行銀行を繞る主なる法律關係に就て

討議したことに求むることが出来やう。爾來、該團體は船積書類一般の解釋を規定し、信用狀書式、信用狀發行依頼書及び信用狀約定書等の形式を統一し、之等の使用を極力各銀行業者に勧めてゐるのは、統一化運動の上に大いに貢獻してゐるものと云はねばならぬ。これに刺戟せられて、歐洲及びその他の諸國もその統一化の機運に赴いたものは尠くない。今その主なるものを列擧すれば、

“The Regulations Affecting Commercial Credit Transactions” Adopted by the Association of Berlin Banks and Bankers (January, 1923).

“The General Rules Concerning the Treatment of Documentary Credits” Adopted by The Norwegian Bankers' Association (January, 1924).

“The Rules Governing the Opening of Documentary Credits” Adopted by Union Syndicate des Banquiers de Paris et de la Province (January 14, 1924).

“The Regulations Regarding Documentary Credits Available in Italy Covering Goods Shipped by Sea” Adopted by The Italian Bankers' Association (January 2, 1925).

“The Regulations and Customs Adopted in the Argentine for the Opening of Revocable and Irrevocable Credits” (1926).

“The Rules of the Holland Bankers Association” (April, 1930).

以上は一國內にのみ限られた統一化の具現であるが、之を國際的統一化の域まで押し進めんとする努力が一九二六年より國際商業會議所 (The International Chamber of Commerce) によりて續けられ、遂に一九二九年の「阿姆斯特ダム國際商業會議所會議」(The Amsterdam Congress of the International Chamber of Commerce) に於て「荷爲替信用狀統一規則」(The Uniform Regulations for Commercial Documentary Credits) を決議するに至つた事は、寔に信用狀統一化の實現へ

力強き一石を投じたものと云ふべきであらう。

Edwards, *ibid.* Chapter I, Ward, *ibid.* Chapter 5, 8, 9.

(4) Edwards, *ibid.* Chapter XIII.

第一節 信用狀發行に基く法律關係の發生

一、商業信用狀發行の主たる目的は賣主が貨物代金の入手を確保するために外ならぬ。蓋し遠く地を隔つる外國との貿易にあつては、賣買兩當事者は互にその信用につき充分なる知識を有せず、従て賣主は代金の入手に不安を感じる場合が尠くない。かゝる不安を除去して賣買契約の成立を圖る目的を以て發行せらるゝ信用授與の書面を通常、信用狀と稱するのであるが⁽⁵⁾、今之が發行よりその目的達成迄の過程に一瞥を與へると、

(イ) 賣買當事者間に於て、賣買契約の一條件として、買主の銀行より信用狀を發行すべきことを約定する。

茲に最も注意すべきことは、賣買契約と信用狀發行との法律的關係である。之は一言にしては盡し得ぬが、この兩者は各々獨立の關係に立つもので、實務的には信用狀發行なる事實は賣買契約の一條件としては頗る重要性を有し、従てこの一條件の不履行は該賣買契約を破壊するの結果を齎すものであるが、翻て信用狀發行の爲には賣買契約の存在は毫も法律上その一要件とは認められぬのである⁽⁶⁾。

(ロ) 買主は直接又はその取引銀行を介して、賣主との契約に基く種類の信用狀の發行を自己取引銀行或は

信用狀發行銀行を繞る主なる法律關係に就て

その他の銀行に申込む。

この信用狀發行の申込を銀行が受諾すると、銀行は買主に代つて賣主に該信用狀に基き一定金額支拂の義務を負ふこととなる。即ち銀行と買主との間に委任に基き一種の金銭支拂指圖契約が成立するのである。銀行がこの契約により負擔する支拂義務は依頼人たる買主が賣主に對し支拂義務を履行し得ざるか、又は履行せざる場合に、之に代つて銀行が履行することを約束するものではない。換言すれば、銀行は保證債務を負ふものでなく、買主の委任に基いて信用授與を代行するものである。従て銀行と依頼人との法律關係は委任に基く授信契約（一種の金銭支拂指圖契約）關係に外ならない。かくて銀行は授信者として、買主の依頼に應じ、賣主（受信者）へ信用狀に基き代金支拂をなすこととなり、茲に初めて賣買契約を離れた法律關係が発生し、銀行は信用狀發行銀行、買主は發行依頼人、又賣主は受益者としての各々の立場が成立するのである。

(ハ) 次に最終階梯として、發行銀行は依頼人の申込條件に基き信用狀を發行し、これに従て依頼人の計算に於て受益者に支拂をなす。

以上は簡略ではあるが、商業信用狀發行により發生する一般的關係を一應盡してゐると思ふ。併し之は根本的最簡單の形式であり、その關係者の如きも信用狀發行依頼人、發行銀行及び受益者の三者に過ぎぬ。この最小限度の關係者で終結し得る場合は比較的僅少で、諸種の事情より他の若干の關係者が之に参加するのが普通である⁽⁹⁾。

(5) 英國に於ては信用狀に對する一般的術語として Commercial Letter of Credit なる語を用ひてゐる。併し嚴密なる意味に於ては之を銀行信用狀 (Bankers' Letter of Credit) 及び商業信用狀 (Commercial Letter of Credit) の二種に分つ。前者は信用狀發行者が銀行であり、受益者に支拂ふ者も亦銀行であるが、後者は信用狀發行者が銀行であると否とを問はず、支拂人が買主である場合の信用狀を云ふ (Spalding, Bankers' Credits, p. 41, 43; Ward, *ibid.* p. 59)。然るに米國の見解は、英國にて商業信用狀と稱するものは、信用狀の範疇に屬しないものとし、之はむしろ一種の「買取指圖書」(An Authority to Purchase) に屬すべきものとする。從て信用狀と云へば必ず英國の所謂銀行信用狀のみに限る立場をとつてゐる (Ward, *ibid.* p. 60)。本論に於ては一般に賣買取引に用ひらるゝ信用狀の總括的名稱たる「商業信用狀」なる用語をとることとした。

(6) Ward, *ibid.* p. 163, York, International Exchange, p. 277, Finkelstein, *ibid.* p. 223, Edwards, *ibid.* p. 79 (IV), p. 81 (V), Imbrie v. D. Nagase & Co. (1921), S. L. Jones & Co. v. Board (1923), Kronman & Co. v. Public National Bank (1926).

(7) 授信契約の法律的性質については、松永義雄著「商業信用狀論」一二頁以下參照。

(8) Ward, *ibid.* Chapter 2, Edwards, *ibid.* Chapter IV, Finkelstein, *ibid.* p. 146 Note. 竹田省博士「商業信用狀」(九) (法學論叢第十八卷第一號所載)。

發行銀行が直接買主の依頼により買主に直接に信用狀に基き支拂をなすことは、本文既述の如く最簡單の形態ではあるが、實務に於てはかかる場合は頗る少く、通常買主と發行銀行、發行銀行と賣主との間に他の關係銀行が介在する。

(イ) 發行依頼銀行 (Requesting Bank) の介在。——買主が直接に發行銀行に依頼することなく、自己の取引銀行を通じて依頼する場合が屢々ある。この時、該依頼銀行 (Requesting Bank) が買主の代理者として、發行を申込み、法律上は買主が依頼人となる場合と異なる所がない。然るに該依頼銀行が自行の名を以て申込みときは、法律上は該銀行信用狀發行銀行を繞る主なる法律關係に就て

信用狀發行銀行を繞る主なる法律關係に就て

八八

行が依頼者となり、内部的には買主との間に取次契約關係が生ずる。

(ロ) 支拂銀行 (Paying Bank) の介在。——發行銀行が直接に信用狀に基き賣主に支拂ふよりは、自行の本支店、取引銀行 (Correspondent Bank) 等を通じて支拂ふ場合の方がむしろ普通であるが、この場合、該支拂銀行が發行銀行の本支店又は代理者として支拂ふに於ては、法律上は發行銀行が支拂ふと同一の關係となる。支拂銀行が自行の名を以て支拂ふ場合は、發行銀行と支拂銀行及び賣主との間に別種の法律關係が発生するも、發行銀行が支拂義務を履行する點に於ては何等異らない。

二、商業信用狀發行によつて發生する根本的法律關係は、發行依頼者、發行銀行並に受益者の三者を繞つて先づ發生する。信用狀は實務的には賣買契約を基調とし、買主の發行申込に對する銀行の受諾により、發行せらるゝも、法律的には發行依頼人と發行銀行との契約關係が信用狀發行の前提となり、之より次の諸關係を派生せしむるに至るのである。

- (A) 信用狀發行銀行と他の關係者との法律關係。
 - (a) 發行銀行と發行依頼人との關係。
 - (b) 發行銀行と受益者との關係。
 - (c) 發行銀行と手形買取銀行との關係。
- (B) 手形買取銀行と受益者との關係。
- (C) 賣主と買主との關係。

本論に於ては、以上の中、發行銀行と他の關係者との主なる法律關係について論述せんとするものである。

第二節 信用狀發行銀行と發行依頼人との關係

一、發行銀行と依頼人との法律關係は、委任に基く授信契約の締結によつて發生することは、前節に於て述べたが、その契約内容は發行銀行が授信者として第三者たる賣主へ一定條件に基く信用授與の債務負擔を依頼人に約定するものである。しかしてその信用授與の方法は、發行銀行が發行信用狀の條件に基く爲替手形（荷爲替手形の場合が多いが）の振出權限を賣主に授與し、該手形支拂債務を買主に代つて負ふことによつて行はれる。買主はこの信用授與方法を利用して、賣主に對する代金支拂義務を履行することとなる。

發行銀行はかく依頼人に代つて、賣主に對する信用授與の事務を處理することを約定するものであるから、銀行と依頼人との關係は委任契約と授信契約が組合つたものである⁽⁹⁾。

更に兩者の法律關係の主要なる點について論述するに、

(I) 發行銀行は善良なる管理者の注意を以て、委任事務を處理する義務を負ふ⁽¹⁰⁾。

受任者たる發行銀行は委任の本旨に従て、民法に所謂善良なる管理者の注意を以て、依頼人よりの委任事務處理の義務を負ふものであるが、その義務の内容は大凡次の如くである。

(イ) 委任契約に基く信用狀發行の義務を負ふ。

信用狀發行銀行を繞る主なる法律關係に就て

發行銀行は契約の條項に適合する信用狀を發行し⁽¹¹⁾、之に依て生ずる義務を受益者に對して履行せねばならぬ。従て若し發行銀行がその履行を怠つた時は勿論、過失によつて履行しない場合に於ても、依頼人は之が履行請求をなし得るのみならず、又損害賠償の請求をもし得る。例へば Revocable L/C 發行の依頼を受けたるにも不拘、誤つて Irrevocable L/C を發行したとか、或は記載内容が相違したとかの場合は、發行銀行は之に對し損害賠償の責に任すると共に、依頼人に對する支拂資金の求償權をも失ふこととなる⁽¹²⁾。

(ロ) 受益者振出手形に船積書類の添附を要する場合は、之等書類と信用狀とがその記載内容に於て、完全に合致することを確認せる上にて支拂をなす義務を負ふ。

調査義務の程度については、各國の判例竝に慣習は大略その軌を一にしてゐる。それは受益者より船積書類⁽¹³⁾の呈示を受けた時は、該書類が信用狀内容と形式上合致するかを、發行銀行が相當の注意を以て (with reasonable care) 調査するの義務を負ふ程度に止まり、該船積書類が代表する貨物自身の品質、實際數量その他につき、實質的内容調査の義務は毫も之を負擔するものではない⁽¹⁴⁾。従て受益者が呈示した書類が實際の貨物と相違してゐても、銀行は書類と貨物とが事實上合致することを檢證する責任がないのであるから、單に書類と信用狀面の買取條件とが合致する以上は、授信契約に基き受益者になしたる支拂は合法的であり、之に依て依頼人に對する資金の求償權を喪失することはない⁽¹⁵⁾。尤も該書類に虚偽の記載があることを當然知り得べかりしにかゝはらず、これに氣付かずして支拂をなしたる時は、銀行は依頼人に對する資金の求償權を失ふと共に

に、損害賠償の責に任じなければならぬ⁽¹⁶⁾。かゝる場合には依頼人が銀行の怠慢又は過失を立證せねばならぬこと勿論である。

(ハ) 發行銀行は關係船積書類を取得したるときは、之を依頼人に引渡す義務を負ふ。

發行銀行は受益者への支拂資金を豫め適當なる方法によつて、依頼人をして提供せしむるが、時には全く對人信用で無擔保の契約をすることもある。その擔保は各人の信用程度に應じて差異があり、全額差入より無擔保までであるが、銀行は委任事務遂行の上は必ず依頼人をして手形の引受又は支拂をなさしめて船積書類を引渡すこととなる。

(9) この兩者の法律關係については、從來異説の存する所であつたが、今日に於ては之を委任關係とするのが通説の如くである。たゞ授權行為を必要とするか否かについては、今尙異論が存する。竹田博士、前掲論文(九)、松永氏、前掲書一六頁、伊藤健氏、「信用狀發行銀行の法律上の地位」(銀行研究、第十八卷、第四號一二六頁所載)、山本正志氏、「信用狀取引に於ける若干の法律的考察」(同上誌所載)、Finkelstein, *ibid.* p. 32.

次に授信契約は要式契約ではないから、口頭、又はその他の意思表示によつても成立するが、(Finkelstein, *ibid.* p. 146—7 Note) 通常信用狀發行の依頼には「信用狀發行依頼書」(Application for Letter of Credit) を用ひ、之には信用狀の種類、依頼人及受益者の住所氏名、支拂金額、信用狀の有効期間、手形條件、賣買貨物の種類、支拂方法等が記載される。更に兩當事者間の權利義務關係を定むるために、「信用狀約定書」(Commercial Letter of Credit Agreement) なるものが銀行に提出され、その内容は支拂資金設定に關する事項、手形附帶貨物に事故發生せる場合の處分方法、依頼人の違約に對する銀行の處置等であるが、之等兩書面は當事者間の法律關係決定の上に、頗る緊要なるものであるから、この記入に

信用狀發行銀行を繞る主なる法律關係に就て

は特別の注意を要すること論を俟たぬ。米國では此兩書式の不備から起る紛争防止の目的を以て、標準書式 (Standard Forms) が Commercial Credit Conference によつて與へられてゐる。

- (10) 民法第六四四條、三潞博士著「契約法講義要領」一三二頁、Finkelstein, *ibid.* p. 245.
- (11) 實際に於ては、發行銀行よりの信用狀送付に先立つて、電信を以て信用開設の旨を受益者に通知する場合が尠くない。此場合該信用開設の効果は受益者がその旨を知りたる時既に發生する。竹田博士、前掲論文(二)八三頁以下參照。
- (12) 伊藤氏、前掲論文第三章第一節、松永氏前掲書十九頁、Finkelstein, *ibid.* p. 15, 147—8, 168, Kronman & Co. v. Public National Bank (1926).
- (13) 船積書類 (Shipping Documents; Documents) と稱せらるゝは、基本的のものとしては、船荷證券、保險證券及送狀の三者を指すことは一般的に認めらるゝ所なるも、特に信用狀面の買取條件と貨物とが、その品種、數量その他の細目に於て一致するや否やを確認する爲には、送狀 (Invoice) は頗る重要性を持つものがある (拙論文「C. I. F. 契約の理論と實際」第二章第三節參照)。しかして The New York Bankers' Commercial Credit Conference の解釋規定 (一九二六年六月一日改定) も亦この三者を以て必須的のものとしてゐる。又一九二九年七月十三日のアムステルダムに於ける國際商業會議所會議も右と同様の解釋に基づき決議してゐる (Ward, *ibid.* p. 153)。
- (14) Spalding, Bankers' Credits, p. 95, "Concerning Letters of Credits," p. 461, Finkelstein, *ibid.* p. 226, 245, Basse & Selve v. Bank of Australasia (1904), Maurice O' Meara Co. v. National Park Bank (1925), First Wisconsin National Bank v. Forsyth Leather Co. (1926), De Sousa v. Crocker First National Bank (1927), Renfrow v. Citizens' State Bank (1927).
- (15) 尙之等書類の一致に關する詳論については、Spalding, Bankers' Credits, p. 95 以下及び Finkelstein, *ibid.* p. 177 以下參照。Finkelstein, *ibid.* p. 245, W. A. Havemeyer & Co. v. Exchange National Bank (1923), Bank of New York & Trust Co. v.

Atterbury Bros. (1929).

(16) Finkelstein, *ibid.* p. 225—6, Old Colony Trust Co. v. Lawyers' Title & Trust Co. (1924).

(II) 發行依頼人は發行銀行との契約に基く義務を負ふ。その最も重要な義務は支拂資金及びその他所要費用の支拂であらう。發行銀行が受益者に對してなしたる支拂の代り金並にこれに對する利子、電信料、手数料其他の立替諸費用を依頼人が銀行に支拂ふべきは勿論⁽¹⁷⁾、又發行銀行の要求する支拂資金の一部又は全部の前拂に應じなければならぬ⁽¹⁸⁾。然るにこの支拂資金に就て特に種々紛議を醸すことが珍らしくない⁽¹⁹⁾。

發行銀行に對する手数料支拂義務については、民法の規定によれば委任は無償を原則とし、有償の特約ある場合には委任事項結了後に之を支拂ふものとする⁽²⁰⁾。受任者の責に歸すべからざる理由により委任事項の履行が半途で中絶したときは、委任者は履行済の割合に應じて報酬支拂義務を負ふものとせられる⁽²¹⁾。併し信用授與は銀行業務の一部なるが故に、假令特約の有無に關せず受任者が相當の報酬を申受けるのは、理の當然で商法第二七四條⁽²²⁾の適用を受けるものと信ずる。又實際を見ると明示的又は默示的に、豫め最小限度の報酬額を定めおき、信用授與の金額に應じて一定歩合を加算する方法を採る場合が尠くない。蓋し之は商事上並に法律上の見解から最も妥當とすべきであらう⁽²³⁾。利子についても亦、明約がなくとも商法第二七五條の規定によつて之を徴收し得るものと解するのが妥當である。

(17) 民法第六五〇條第一項。

信用狀發行銀行を繞る主なる法律關係に就て

(18) 民法第六四九條。

(19) 米國の判例によれば、依頼人が支拂資金を現金にて發行銀行に差入れおきたる時は、未だ信用が授與せられざる金額に相當する額に對してのみ債權を有するものとせられ (Cutler v. American Exchange National Bank (1889), Finkelstein, *ibid.* p. 169)、而して發行銀行が支拂不能に陥つたときは、未發行額に相當する支拂資金に對しては、依頼人は一般債權者と同一立場に置かれ何等の優先權を持たない (Laussig v. Carnegie Trust Co. (1913), Latzko v. Equitable Trust Co. (1927), Finkelstein, *ibid.* p. 169)。

支拂資金提供後に銀行に違約行爲があれば、依頼人は該支拂資金の返還を受くる權利を有することは一般に承認せられて (Basse & Selve v. Bank of Australasia (1904), Borthwick v. Bank of New Zealand (1897))。

(20) 民法第六四八條。

(21) 民法第六四八條第三項。

(22) 商法第二七四條「商人カ其營業ノ範圍内ニ於テ他人ノ爲ニ或行爲ヲナシタルトキハ相當ノ報酬ヲ請求スルコトヲ得」。

(23) Finkelstein, *ibid.* p. 167 Note (57).

發行銀行と締結せる授信契約に基く信用を依頼人が使用する義務の有無は、一に該契約が有償であるか無償であるかによつて決するとの説もあるが、既に論じた如く授信契約は明約がなくとも有償と解するを妥當とする故に、この論據は首肯し得ない。この義務はむしろ原則的のものと解すべく、従てこの義務不履行によつて發行銀行に損害を與ふれば、その賠償の責に任すべきはかゝる契約の本質よりするも當然であらう⁽²⁴⁾。若しこれを否定するならば信任關係を基礎とするこの種契約の本旨を没却することとなる。

(24) 民法第六五〇條第三項、三瀆博士、前掲書一二九頁。

二、發行銀行と依頼人との契約は、金錢支拂指圖を内容とする一種の委任契約であるから、之を取消し又は解除し得る場合がある。Revocable L/C の場合はその一例であるが、受益者が該信用狀を未だ利用せざる以前に、その取消通知が受益者に到着するに非ればその法律効果を發生し得ない。Irrevocable L/C はこれと性質を異にして、兩當事者は一定期間該契約の取消又は解除權を拋棄したものと一應解すべきである。

之を要するに、發行銀行は信用授與上の危険 (Credit Risk) を、他方發行依頼人たる買主は商事上の危険 (Commercial Risk) を負擔するもので、發行銀行は善良なる管理者の注意を以て委任に基く事務を遂行するを義務とし、敢て賣買當事者間の關係内に入込むの必要がない。これ蓋し信用狀關係が獨立の法律關係であるといふ特質を愈々明確ならしむるものである。又依頼人は信用狀による取引の本質を正しく理解し、發行銀行との諸關係は之を豫め契約中に明示し、以て後日の無用の紛争を避くるを最も策の得たるものと云ふべきである。

第三節 信用狀發行銀行と受益者との關係

一、發行銀行と受益者たる賣主との法律關係の解釋については、從來異說頗る多く未だ歸一する所がないが、之等を要約すれば(一)契約說、(二)Estoppel 說、(三)商事特約說の三とする事が出來やう。今之等の説く所を見るに、

(イ) 契約說 (The Contract Theory)⁵⁵⁾

信用狀發行銀行を繞る主なる法律關係に就て

純然たる契約理論に結びつけんとするもので、その立場によつて、

- (a) 信用狀發行は發行銀行が受益者に對して、支拂を約する片務契約とするもの、
 - (b) 發行銀行と受益者との間の雙務契約とするもの、
 - (c) 受益者のために結ばるゝ發行銀行と依頼人との雙務契約とするもの、
 - (d) 發行銀行と依頼人との間に成立する雙務契約で、同時に受益者に對して法律關係を發生するもの、
 - (e) 依頼人より對價を得るの約定に基き、發行銀行と受益者とが締結する雙務契約とするもの、
- 等の數種に分類し得る。

(a) Estoppel 說 (The Estoppel Theory)⁽²⁾。

この説は實は契約説を基調とするもので、之に Estoppel の理論を織り込んだにすぎぬ。即ち

- (a) 發行銀行は信用狀發行の爲に、依頼人より支拂資金を受領したか、
- (b) 又は信用狀により振出された手形の満期日前に於て、發行銀行に對し充分なる支拂資金支拂の旨を依頼人が約定したか、
- (c) 或は依頼人が手形支拂資金の支拂に關して、發行銀行に充分なる満足を與ふることを表明し (Represent)、
- (d) 且つ發行銀行は以上の表明 (Representation) が後日に至つて、事實と相反する場合に於ても、Estoppel の理論に基き、尙その表明を拒否し得ず、その關係者に對する責任を免れ得ないとするのである。

(ハ) 商事特約説 (The Mercantile Specialty Theory)⁵⁾

この説に従へば、信用狀發行銀行と受益者との間に發生する法律關係は、商事上特殊性を帯び、之を一般契約理論に結び付けんとするのは頗る不適當で、むしろ之と類型を異にする手形、小切手の如きものから生ずる法律關係に準すべきものとし、しかも發行銀行の法律的地位は恰も爲替手形の引受人の如きもので、買主たる依頼人から提供さるゝ對價に基き、賣主たる受益者に一定金額支拂を約定するものであるとする。

以上三説を通觀するに、發行銀行と受益者との法律關係は結局に於て、之を一般契約關係と見るか、或は商事上の特殊契約關係と見るかの二となし得る。しかして之等の説の中には未だ全く對價關係より離脱し得ざるものあり、又何れも契約理論に立脚する限り契約成立に必要な申込受諾の意思表示の時期決定について思はざる困難に逢着するものにして、この兩當事者間の法律關係を盡し得たりとは云ひ難い。

吾人はこの種の理論から更に一步を進めて、之を一方的意思表示による金錢支拂約定の一種と解するのを妥當と考へる。この説によると、信用開設通知が受益者に到達したる時その効力を發生し、前者が一定金額支拂義務を後者に對して負ふこととなる。しかしてこの義務は獨立の存在であつて、發行銀行及び依頼人との間に締結された金錢支拂委任契約とは全然無關係で、單に發行銀行の一方的意思表示によつて法律上の効果を發生するに過ぎぬ。この故に相手方たる受益者が承諾の意思表示を與ふる必要がなく、又効力發生時期も自ら明確ならざるを得ない。

發行銀行が信用開設の旨を受益者に一度通知した以上、その信用有効期間内は之に拘束せられることは論を俟たない。又受益者は信用設定の目的に則して之を利用して代金を取得し得るが、之が利用義務を負ふものではない。蓋し信用狀發行の主たる目的は賣主の利益保護に存し、買主の信用状態に關係なく賣主をして確實にその代金を入手し得せしむるにあるから、序上の見解は理論及び實際に適合するものと考へる。

(25) Edwards, *ibid.* p. 68—9, Finkelstein, *ibid.* p. 277—285.

(26) Edwards, *ibid.* p. 68—9, Finkelstein, *ibid.* p. 285—9.

(27) Finkelstein, *ibid.* p. 285—295.

二、前段に於ては、發行銀行と受益者との法律關係は之を如何に解すべきかについて、聊か論及する所あつたが、更にこの兩當事者の負擔義務を中心として起る主要なる問題につき以下考察を試みることにする。

信用狀が Irrevocable のものにあつては、その指定條項に従て受益者に一定金額支拂の義務を發行銀行が負ふことは疑問を挿む餘地がない⁽²⁸⁾。然るに Revocable の場合は、その取消權行使の時期につき、又發行銀行の支拂義務消滅時期について異論を生じ、紛争が起り易い。例へば受益者がかゝる信用狀を引當に手形を振出し銀行をして之を買取らしめんとするに當つて、發行銀行が該信用を豫告なしに取消し得るとすれば、受益者は重大なる損失を蒙ることとなる。又隨時取消し得ないと解すれば、該信用狀は Irrevocable の性質を帯ぶるに至る⁽²⁹⁾。故にかゝる疑義を防いでその法律關係を明確ならしむるために、今日多數の銀行は信用狀面に取消の通

知を用ふることなくして取消し得る旨の文言を附記するのが一般の慣例となつてゐる⁽³⁰⁾。

今こゝに Revocable L/C の本質⁽³¹⁾を明細に討究するは紙面が許さないから、若干重要な點のみに觸れるに止めるが、元來、この種の信用狀は一片の通知書に過ぎないとする學說すらある程なるも⁽³²⁾、取消以前に於ては等しく金融上の一機能を有し、その効果に於て Irrevocable L/C と何等異なる點がない。たゞ唯一の相違は使用前に取消さるゝ危険を含む一點である。これを理論的に見れば、受益者が之を使用するに先立つて何時でも取消し得る如くであるが、實際には必ずしもこれと一致しない。かくて取消得る時期は何時であるかの問題が起る。

これについては、或は注文調達に着手する以前とするもあり、或は注文調達終了の時とするもあり、或は貨物を運送者に引渡したる時とするもあり、或は船積書類の銀行呈示迄とするもありて異說紛々として歸一する所を知らない⁽³³⁾。しかも加ふるに確固たる判例なく商習慣の確立も見てゐない現状にある。そこで The New York Bankers' Commercial Credit Conference の如きはこの種信用狀に代はるに「買取指圖書」(Authority to Purchase) 採用の主張をしてゐる。かゝる信用狀は賣主にとつて好ましいものではないが、現實に存在してゐる上は、この取消時期を明確にする必要は頗る切なるものがある。筆者は當事者間に特約なき限り、手形呈示後に取消し得ないとする通説を最も妥當と考へる。

前述の如く信用狀の受益者に對する關係は獨立せる存在であるから、銀行は依頼人の破産又はその他の理由で資金を回収し得ない故を以て受益者に對し支拂を拒絶し得ない⁽³⁴⁾。加之、正當の理由なくして之を拒絶した

ときは、銀行はその履行の請求を受けるのは勿論、違約より生ずる損害賠償の責をも負はねばならぬことになる。

次に受益者が虚偽の書類を銀行に呈示した場合の法律關係を考察しやう。之は次の二つの場合に分つて見る必要がある。第一は發行銀行が該不法行爲を認めた場合であり、第二は依頼人がこれを認めて發行銀行に支拂拒絶を指圖した場合である。第一の場合に於ては、銀行がかゝる不法行爲を立證し支拂義務を拒否し得る。又第二の場合には、銀行は受益者呈示の書類が形式上信用狀條件と一致する限りは、前記の指圖に不拘受益者に支拂ふ義務を負ふものとせられてゐる。従てこの場合、銀行は指圖不履行の故を以て依頼人に對する求償權を喪失するものではない。併し發行銀行は真正なる書類と引換に支拂ふ義務を負ふものであるから、委任の本旨に従ひ善良なる管理者の注意を以て該書類調査の義務を履行すべきは言を俟たぬ。

銀行が過失によつて依頼人との契約に相違する信用狀を發行した場合の依頼人に對する法律關係は、之を總括して一律的に斷定し難い。米國の或る銀行が單價二六弗替のものを過つて三〇弗替で支拂つた事件があるが、この支拂超過額返還請求訴訟に於ては銀行が受益者に悪意のあつたことを立證しなければ返還請求し得ないと判決してゐる⁽³⁵⁾。この判旨から信用狀發行に關する過失につき總ての場合に同一原則を適用すべきものとする學說が起り、過失による信用狀の不備を知りつゝ之を受益者が利用せんとした時は、銀行がその事實を立證して、その信用狀を取消し得るものと解してゐる⁽³⁶⁾。蓋しこの解釋は極めて合理的で、一方銀行にその過失に基く

或程度の責任を負はしめると共に、他方受益者の詐偽的行爲を防止するの効用があると云ふべきであらう。

- (28) Finkelstein, *ibid.* p. 150, In re Banned's Banking Co., Banner & Young & Johnson (1871), Florian, Jr. v. Bank of Gothenberg (1923).
- (29) First Wisconsin National Bank v. Forsyth Leather Co. (1926), Ernesto Foglino & Co. v. Webster (1926), Albert De Bary, Jr. Inc. v. Agar-Bernson Corp. (1924):
- (30) Ward, *ibid.* Chapter 6, Finkelstein, *ibid.* p. 153.
- (31) Revocation の註釋に引く Ward, *ibid.* Chapter 6 參照。
- (32) Spalding, Bankers' Credits, p. 45.
- (33) Edwards, *ibid.* p. 53, Ward, *ibid.* p. 105, Finkelstein, *ibid.* p. 153.
- (34) Finkelstein, *ibid.* p. 224, 250, Carnegie v. Morrison (1841), American Steel Co. v. Irving National Bank (1924).
- (35) National City Bank v. Partial Manufacturing Co. (1920), Finkelstein, *ibid.* p. 252—4.
- (36) Finkelstein, *ibid.* p. 253.

第四節 信用狀發行銀行と手形買取銀行との關係

信用狀により振出された手形が發行銀行により買取られず、その指定せる銀行其他を経て買取られることが屢々ある。この場合には買取銀行と發行銀行、買取銀行と受益者との間に各々新たな法律關係が発生する。今買取銀行と發行銀行の關係を考察するに、これに對しては未だ歸一した解決を見ないが⁽³⁷⁾、之を一種の信用

委任關係とし、金錢支拂委任契約が成立つとするのが通説のやうである。發行銀行は買取銀行に對して一定の信用條件に従て受益者へ支拂をすることを委任し、支拂金額償還につき保證を與へるものであるとする。買取銀行が之に對し受諾を與へたと認むべき意思表示の時期については異説があるが、發行銀行が豫め買取銀行と約定があるか否かで異なる。既に買取銀行を指定してある場合は信用開設の通知受領の時と解すべく、然らざる場合には手形を買取りたる時とするのを妥當とする。

上述せる所から買取銀行は發行銀行にその買取手形に對する求償權を有することは明かである⁽³⁸⁾。因つて發行銀行はこの支拂保證の限度を明確に信用狀面に表示する必要が起る。假令發行銀行が受益者と特約を締結してゐても、買取者が與り知らずして手形買取をなした場合に、發行銀行は該特約の存在を理由として、買取銀行の支拂要求を拒み得ぬものである。當に拒絶し得ぬ許りではなく不法なる契約解除及びこれに基因する損害賠償の責に任じ、更に保證債務履行の請求をも受けねばならない立場に陥る。買取銀行が手形買取に關し、發行銀行に對する求償權は發行銀行對、依頼人と同關係と全く同一で、書類と信用條件との形式的合致如何によつて決せられる⁽³⁹⁾。

更に求償權に關して重要な一問題がある。Irrevocableの信用狀については、その有効期間内に手形買取をなす上に買取銀行に何等不安がないが、Revocableのものについては指定買取銀行以外の一般買取銀行は「取消通牒」(Notice of Revocation)を受領する由がない。従て手形買取について不安なきを得ない感じがある。併し

Revocable Credit が General であるとき、取消の通牒不可能なる事實から Irrevocable の性質を帯ぶるものと看做され⁽⁴⁰⁾、發行銀行は善意の買取銀行に對して求償義務を負ふものと一般に解せられてゐる。故に若し發行銀行が取消の權利留保を望むならば、之を Special のものとしなければならぬ⁽⁴¹⁾。

- (37) Finkelstein, *ibid.* p. 277.
(38) Russell v. Wiggins (1842), Seaton v. First National Bank (1928), Finkelstein, *ibid.* p. 104.
(39) 第二節(一九〇頁參照)。
(40) Seaboard National Bank v. Burleigh (1893), Pasclin v. Chamberlain Banking House (1903).
(41) Union Bank v. Coster (1850).

結 語

信用狀の恩惠を最も多く受けるものが賣主であることに論議はない。買主の信用状態から生ずる危険と資金の固定とから免れ得ることは取引の圓滑を期する上に至大の貢献をなすものである。併し買主の利益も亦莫大なものがあり、信用設定によつて資金の流通を促し、金融の便を得、且所要貨物の受領を確實にすることが出来る。

かゝる利益が存するから、國際貿易の發展に伴ひその使用が益々多きを加へるのは當然であるが、之と共に

紛争を惹起することも日々多くなり、しかも法律關係は頗る複雑多岐のもので、判例も亦法律關係の統一の解釋を下すに至つてゐない。又學說も未だ充分確立したとは云ひ難い實狀である。實にかの Wilbert Ward の言の如く國際貿易上に於ける信用狀の機能を愈々高むるの道は、信用狀の形式内容を統一するにあると信ずる。この目的達成のためには國際間に横はる諸種の障礙を除去すると共に、實務と理論の研究に一段の努力を傾注することが最も急務であらう。此の意味に於てこの一小論も何等かの意味を持つことがあれば頗る幸とする所である。